

減災の取組事例等(参考)

- ①要配慮者利用施設の避難確保計画
- ②洪水ハザードマップの作成・周知・利活用の取組推進について
- ③まるごとまちごとハザードマップのすすめ
- ④マイ・タイムライン

国土交通省

目 次

①要配慮者利用施設の避難確保計画.....	P.1
②洪水ハザードマップの作成・周知・利活用の取組推進について.....	P.26
③まるごとまちごとハザードマップのすすめ.....	P.37
④マイ・タイムライン.....	P.51

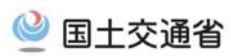
要配慮者利用施設の避難確保について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策



国交省、都道府県等

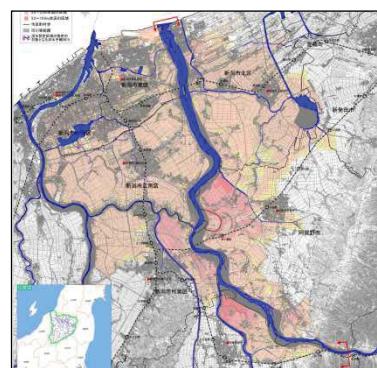
(水防法第14条等)

- 河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域等として指定

市町村

(水防法第15条)

- 地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※を記載



洪水浸水想定区域

要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3)

- 避難確保計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置（努力義務）

避難確保計画

- 防災体制・避難誘導
 - 施設の体制
 - 防災教育・訓練 等
- 【要配慮者利用施設の所有者・管理者 作成】

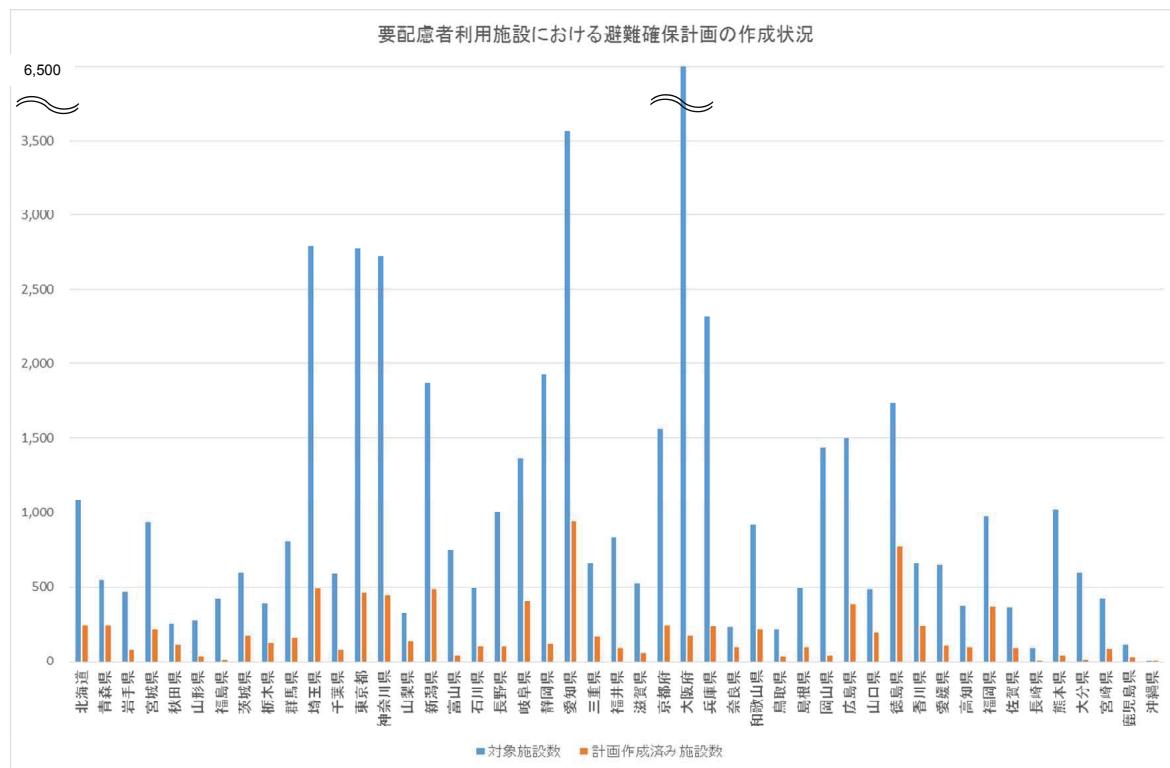
平成29年の水防法改正により、
避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

2

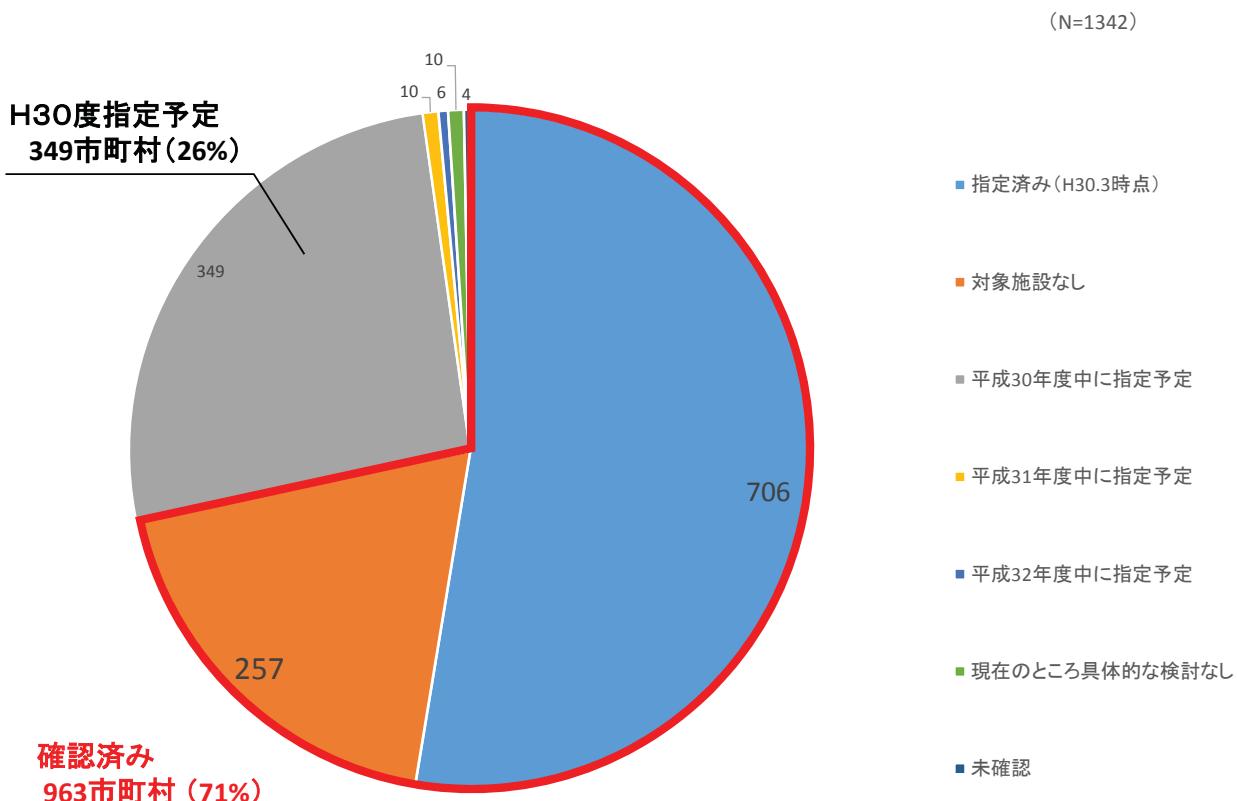
要配慮者利用施設における避難確保計画作成の状況

○ 要配慮者利用施設における避難確保計画は、平成30年3月時点で対象施設50,481施設のうち、作成済みは8,948施設(17.7%)



3

要配慮者利用施設 地域防災計画への指定状況



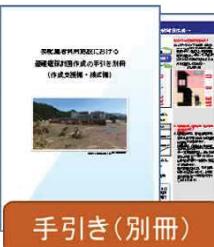
4

計画作成の手引きの充実

- H29水防法改正を踏まえ、ひな方等を備えた手引きを作成
- 災害種別毎に別々に作成されていた手引きを統合(H31)
- 多様な種別の施設が利用者の属性等に適した計画を作成できるよう様々な施設における計画作成の課題を抽出(H31)



計画作成の手引き



手引き(別冊)



簡易な入力フォーム

実効性の高い計画作成の支援

- 計画点検用マニュアルを作成**

厚生労働省と連携し、施設を所管する自治体が水防法・土砂災害防止法の観点から避難確保計画を点検できるよう点検用マニュアルを作成



点検用マニュアル



事例集

- 計画作成の事例集を作成**

関係行政機関と施設職員等が水害リスク情報を共有し、実効性のある避難確保計画を連携して作成する取組をモデル地域で実施し、事例集としてその知見を全国に展開



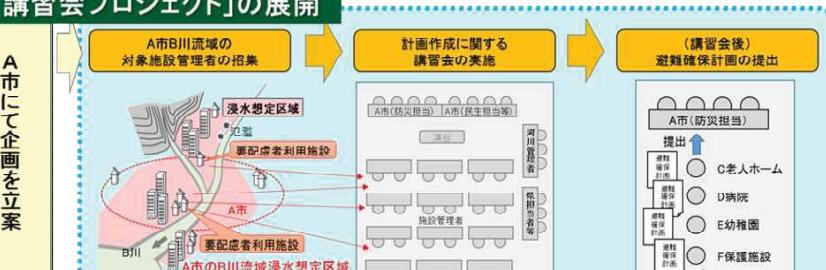
施設管理者
施設職員
有識者
国土交通省
関係機関



事例集

効果的・効率的な計画作成に向けた「講習会プロジェクト」の展開

- 市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施。その後各施設の管理者に計画を提出してもらうことで、効果的・効率的な計画作成を推進。



The diagram illustrates the flow of the 'Lecture Project' across three stages:

- A市にて企画を立案**: Shows a map of A City with '浸水想定区域' (Flood Hazard Area) and '氾濫' (Flood). It highlights '要配慮者利用施設' (Facilities for Persons with Disabilities).
- A市B川流域の対象施設管理者の募集**: Shows a recruitment process involving 'A市(防災担当)' (A City Disaster Prevention Department), '河川管理者' (River Management Agency), and '施設管理者' (Facility Managers).
- 計画作成に関する講習会の実施**: Shows a meeting room with participants from 'A市(防災担当)', 'A市(民生担当者)', '河川管理者', and '施設管理者'.
- (講習会後) 避難確保計画の提出**: Shows the final step where the plan is submitted by 'A市(防災担当)' to various facilities: C老人ホーム (C Nursing Home), D病院 (D Hospital), E幼稚園 (E Kindergarten), F保護施設 (F Protective Facility).

H29 ➤ 三重県津市において試行的に実施
➤ 講習会の企画調整・運営に係るマニュアルを作成

H30 ➤ 全国12市町(※)で先行的取組として展開

※北海道帯広市、青森県五所川原市、岩手県花巻市、秋田県能代市、秋田県由利本荘市、埼玉県川越市、新潟県新発田市、岐阜県安八町、和歌山県紀の川市、岡山県岡山市、香川県三豊市、宮崎県延岡市

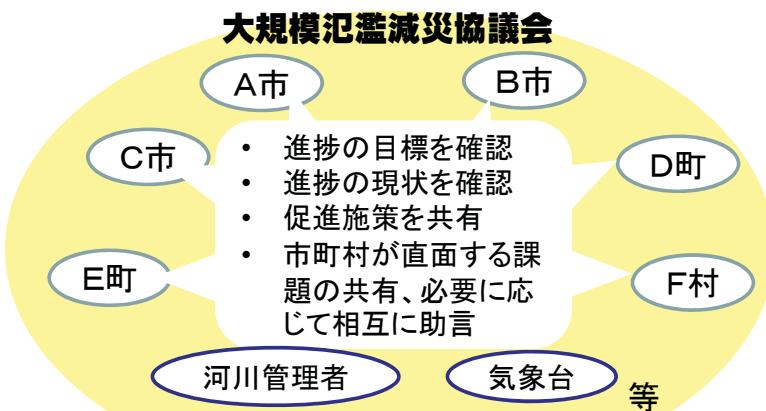
要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進

- 2021年度までに要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施を完了するため取組を加速させる必要
- 大規模氾濫減災協議会において、各市町村の2021年度までの進捗目標、進捗の現状及び促進施策を共有

目標

2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画



「大規模氾濫減災協議会」の運用について(平成29年6月19日)【抜粋】

7. 協議会での取組事項

- ①-1力 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成・訓練に対する支援
 - ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
 - ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討調整する。また、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。



図 進捗状況及び促進施策の報告様式

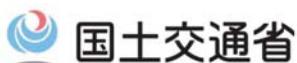
要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の取組事例集

国土交通省 水管理・保全局
河川環境課 水防企画室
平成31年3月

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成推進の 取組事例集

国土交通省 水管理・保全局
河川環境課 水防企画室

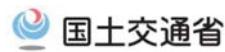
平成31年3月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

7

はじめに



○ 平成29年5月に水防法が改正され、同法に基づき市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられた。

○ 平成30年3月時点での計画作成率は、全国平均で17.7%となっており、多くの市町村で計画作成をより一層推進する必要がある。一方で、計画作成が進んでいる先進的な地方公共団体もある。

○ 本事例集は、先進的な地方公共団体の取組を紹介し、全国の地方公共団体に参考いただくことで、要配慮者利用施設における避難確保計画作成を促進するものである。

8

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

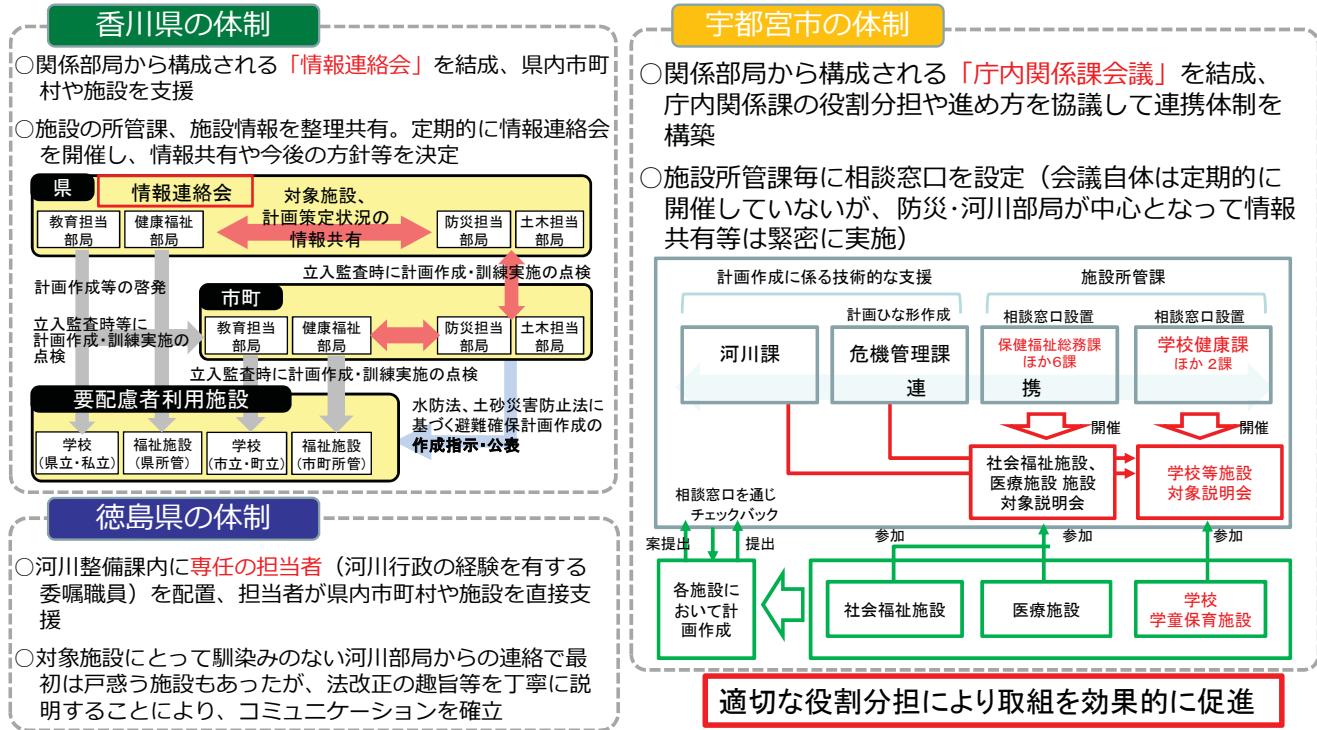
取組一覧

- 計画作成を促進するための体制構築
- 地域特性等を踏まえた独自の計画ひな形
- 各施設への個別対応など
- 計画の作成依頼や提出方法を工夫
- 市町村に対する支援
- 講習会プロジェクト

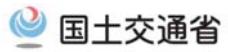
計画作成を促進するための体制構築



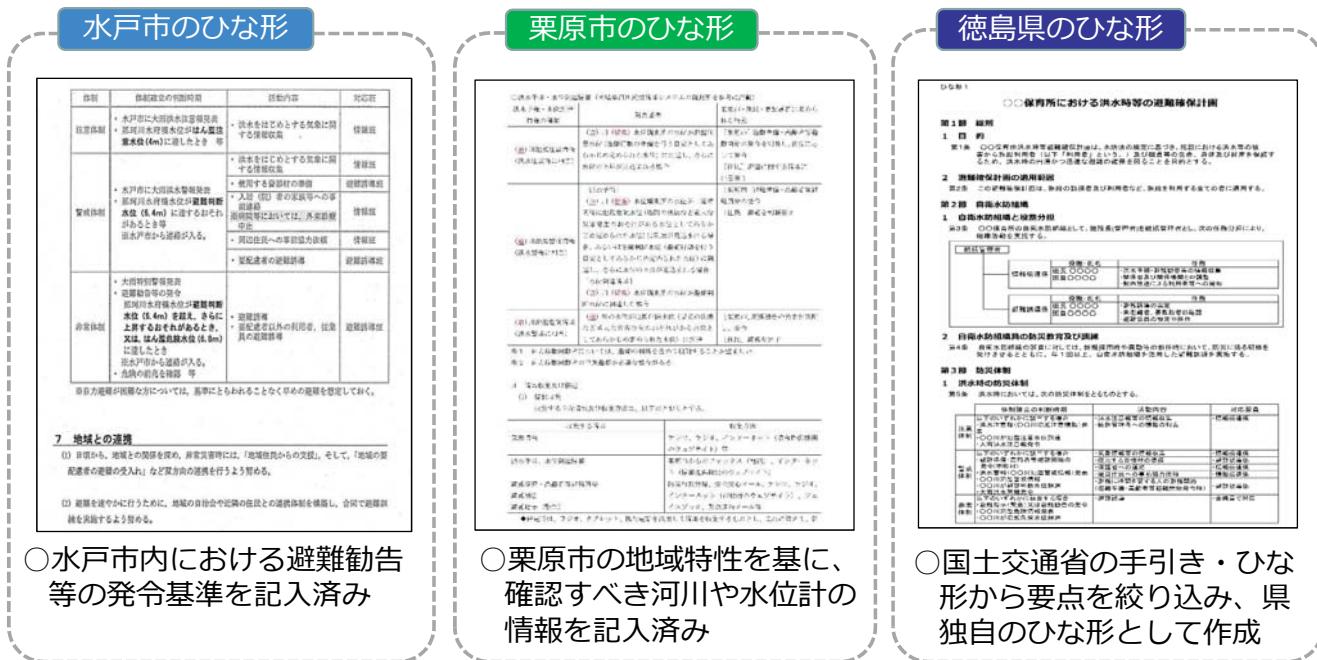
- 河川・土木部局の呼びかけのもと、防災部局のみならず、福祉部局や教育部局等施設を所管する部局との連携体制を構築
 - 徳島県では、河川部局に避難確保計画作成促進のための専任の職員を配置



地域特性等を踏まえた独自のひな形

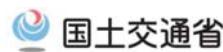


- 市の防災体制や地域特性を考慮し、避難勧告等の発令基準や確認すべき水位計の情報等をあらかじめ入力した独自のひな形
 - 国土交通省作成の手引き・ひな形をよりコンパクト化



計画作成における施設管理者の負担を軽減

各施設への個別対応など



- 各施設の戸別訪問や電話対応などのきめ細かい対応
- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
- 計画が提出されるまで継続して作成を依頼

水戸市の対応

- ハザードマップ改訂時に、要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問し避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を含めて説明
- 提出期限までに計画が未提出の施設に対して、**市職員が戸別訪問**して作成を依頼。戸別訪問に係る時間は、1件あたり計画作成を含めて約30分程度

徳島県の対応

- 県独自のひな形を作成・公開。インターネット環境がない施設には郵送
- 個々の施設管理者に対し、水防法改正による避難確保計画作成の義務化の経緯や重要性、上記ひな形への記入方法を**電話等で直接説明**

宇都宮市の対応

- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
(窓口への相談で課題解決した例)
近隣に指定緊急避難場所がなく、避難確保計画に避難場所を盛り込むことが困難な施設からの相談を受け、施設所管課において避難場所として活用できる所管施設を紹介

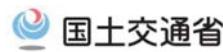
大仙市の対応

- 水防法改正により避難確保計画の作成が義務化される以前から各施設管理者に対し計画書の作成を依頼してきた。
- 市内全127施設において計画書が提出されるまで継続して作成を依頼し、**必要に応じて職員が直接指導**を行ってきた。

→ 細やかな対応により施設管理者の理解を促進

13

計画の作成依頼や提出方法を工夫



- 施設に対し、市町村の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、施設側が自ら提出期限を設定
- 2段階（案提出→本提出）の提出

安来市の依頼

安 防 第 2 3 0 号
平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日

御申
市の公文書で依頼

安来市長 近藤宏樹
(總務部防災課)

避難確保計画の提出について(通知)

平素より、安来市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、「水防法」及び「土砂災害防止法」の施行により、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・報告・避難訓練の実施が義務となりました。
つきましては、貴施設に該当する想定災害の「浸水」「土砂災害」に対する避難確保計画(なし)と、別添の調査票を下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出していただくもの
(1) 避難確保計画(なし)
※現在、避難確保計画を策定していない場合
① 避難確保計画を作成予定をご記入のうえ提出してください。
② 避難確保計画を策定されたら、写しを提出してください。
(2) 避難確保計画及び避難訓練にかかる状況調査票

施設が提出予定期限を報告

〔談〕
TEL: 0824-8686 安来市安来町878番地2
E-mail: bousai@mail.yasugi.shimane.jp
お困りの場合は、ご相談ください。

3. 提出方法
郵送、持参、Eメール、FAX

4. 締切り
平成29年11月22日(水)

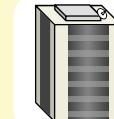
宇都宮市の依頼

宇都宮市

施設所管課

河川課

危機管理課



**案段階での
計画提出**

①説明会を開催

②避難確保計画案を提出

一週間程度

③計画案の確認
修正事項を指摘

→

→

→

→

→

→

→

→

対象施設

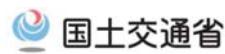
学校



高い計画提出率を実現

14

平成29年度講習会プロジェクトの実施(三重県津市)



- 平成29年11月に三重県津市において、講習会を開催（前期・後期の2部構成で開催）
- 前期講習会では、有識者や河川管理者等が計画作成に向けたポイントを説明し、計画案の検討を依頼
- 後期講習会では、少人数のグループに分かれて他施設管理者と計画作成上の課題や取組等を共有
- 講習会実施後、参加施設の管理者は作成した計画を提出

【プロジェクト実施の効果】

講習会に参加した全90施設で計画作成が完了

(講習会実施前)

37施設(41.1%)



(講習会実施後)

90施設(100%)

講習会の開催状況

前期講習会

【開催日時】

○平成29年11月7日（火）14：00～16：00

○参加施設数 75施設

【次第】

- ・特別講演：「避難確保計画作成の必要性について」
(三重大学大学院 川口 淳 准教授)
- ・関係機関からの話題提供
- ・津市における災害時の防災情報伝達について（津市）
- ・避難確保計画の作成方法について（中部地方整備局）



会場全体の状況



三重大 川口准教授による
ワールドカフェ手法の説明

後期講習会

【開催日時】

○平成29年11月30日（木）14：00～16：00

○参加施設数 60施設 ※前後期合わせて90施設参加

【次第】

- ・ワールドカフェによる課題と知恵の共有
～避難させることができる計画を作成するために～
- （テマ1）作成した（作成中の）計画で避難させることができますか？
- （テマ2）要配慮者利用施設間及び地域と連携して助け合える（協力できる）ことがありますか？



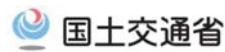
テーブルでの意見集約状況



会場全体の状況

- ◆付箋紙（赤）：第1ラウンドの意見
- ◆付箋紙（黄）：第2ラウンドの意見
- ◆付箋紙（青）：第3ラウンドの意見
- ◆共感する意見にはいいね！の●シールを貼付

平成30年度講習会プロジェクトの実施(全国12市町)



- 三重県津市での実施を踏まえ、講習会プロジェクトの企画・運営マニュアルを作成
- 平成30年度は、全国12の市町で講習会プロジェクトを実施
- 施設管理者等が抱える課題の解決などにより、避難確保計画作成に貢献

都道府県	市町村	前期（座学） 参加施設数	後期（意見交換） 参加施設数	計画提出状況 (H30.2.5時点)	備考
北海道	帯広市	101	79	集計中	
青森県	五所川原市	100	81	75(69%)	
岩手県	花巻市	28	-	集計中	
秋田県	能代市	27	12	23(82%)	
秋田県	由利本荘市	45	28	47(89%)	
埼玉県	川越市	94	61	63(57%)	
新潟県	新発田市	27	-	22(81%)	
岐阜県	安八町	14	15	集計中	
和歌山県	紀の川市	27	23	集計中	
岡山県	岡山市	155	-	集計中	
香川県	三豊市	28	-	20(71%)	
宮崎県	延岡市	193	193	集計中	

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体

○国土交通省では、避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体に対して平成30年度にヒアリングを実施した。次項以降では、それらの地方公共団体の取組を紹介する。

<取組を紹介する地方公共団体>

避難確保計画の作成が進んでいる市町村

市町村	対象施設数	計画作成率	備考
水戸市（茨城県）	67	97.0%	
宇都宮市（栃木県）	49	100%	
安来市（島根県）	51	80.4%	

避難確保計画の作成が進んでいる都道府県

都道府県	対象施設数	計画作成率	備考
徳島県	1,735	44.4%	県内半数以上の対象市町村で50%以上の計画作成率
香川県	658	35.7%	県内全ての対象市町村で10%以上の計画作成率（全国唯一）

数字はH30.3時点。ただし、宇都宮市はH30.10時点。

水戸市の取組事例

- 市の特性に合わせたひな形を作成。予め防災体制確立基準(洪水予報等によるトリガー)等を記載。
 - 説明会開催、戸別訪問を通じて避難確保計画を作成を支援。

＜独自のひな形を作成＞

- 国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に計画作成のひな形を独自に作成
 - 水戸市内における避難勧告等の発令基準や、避難勧告等が発令された際の施設における活動内容をあらかじめ示すことで施設の計画作成における負担を軽減、理解を促進

＜施設への個別対応＞

- ハザードマップ改訂時に、ハザードマップに要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問して避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を解説

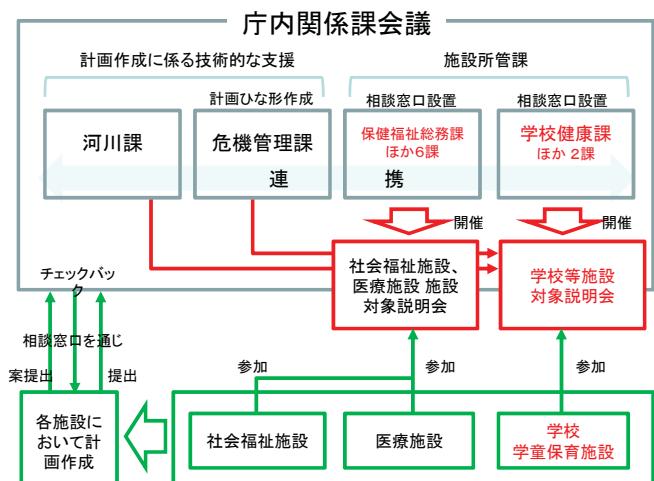
- 提出期限までに計画が未提出の施設や、説明会に参加できなかった施設に対して、**市職員が戸別訪問**して作成を依頼するとともに、再度の説明。戸別訪問に係る時間は、1件あたり約30分程度

避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点) **97%** (65/67)

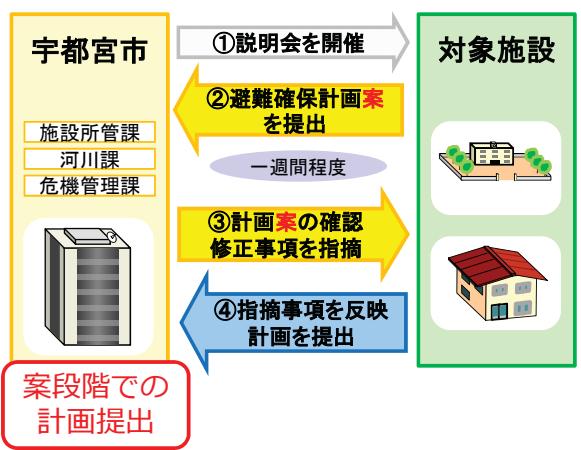
宇都宮市の取組事例

- 府内関係部局から構成される「**府内関係課会議**」を結成し、役割分担や進め方を協議して連携体制を構築。
 - 施設所管課毎に相談窓口を設定し、「**府内関係課会議**」が一体となって計画作成を支援。
 - 案段階の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

〈庁内関係課会議を設立〉



＜計画の提出方法に工夫＞

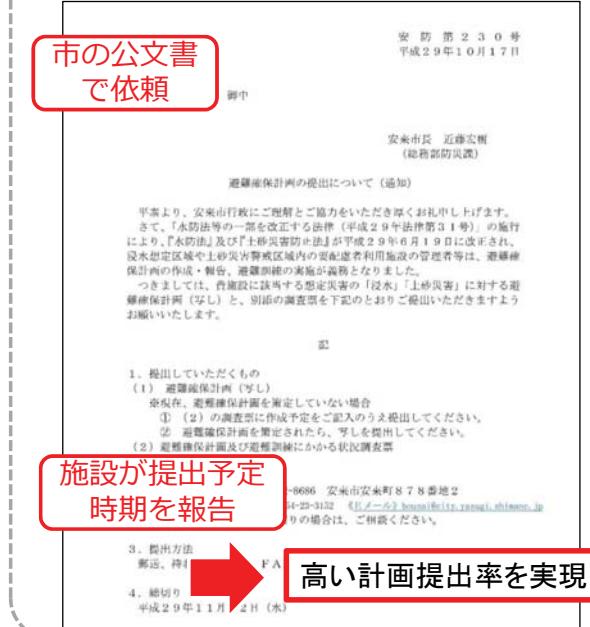


避難確保計画の作成状況
(平成30年10月末時点) **100%** (49/49)

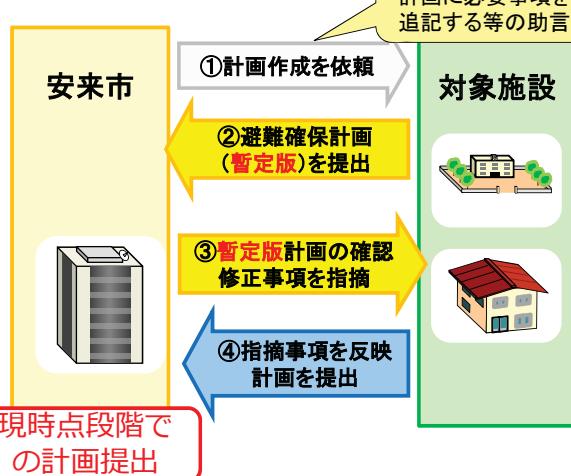
安来市の取組事例

- 施設に対し、市町村長名の公文書により計画作成を依頼
 - 締め切りに間に合わない場合、**施設管理者が自ら提出期限を設定**
 - 暫定版の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

＜計画作成依頼方法を工夫＞



＜計画の提出方法に工夫＞



避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点) **80%** (41/51)

徳島県の取組事例

- 河川整備課内に専任の担当者を配置し、法改正の内容や計画作成方法を個別で説明し、計画作成を推進。
 - 国交省が公表している資料を参考に県独自に計画作成の手引きを作成。
 - 大規模氾濫減災協議会等において市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供し、市町村の担当者の理解を促進

＜専任担当者の配置＞

- 河川整備課内に専任の担当者（河川行政の経験を有する嘱託職員）を配置。
 - 水防法改正による避難確保計画作成の義務化や計画作成の方法を電話等で直接説明。

＜独自のひな形の作成＞

〈市町村へ避難確保計画作成 プロセスの例を提供〉

板野町での要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例について
板野町要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例を作成してみましたので、参考にしてください。

○○町での浸水被害時の想定を考えると。

医療法人UOU の「ゆめ産科」は、UOU 医院」と同園田町の「グループホーム UOU」、「グループホーム UOU」、「サービス付き高齢者向け住宅 UOU」、「UOU 医院」は 4 階建ての有床病院で、介護棟は 24 床、基礎病棟は 36 床となっており、各グループホーム・平屋建てで、「リィヌス」は階層で階層によって 20 阶層、初期階層で 20 阶層、1 階がサービスとなっております。
しかし、この地図の UOU 川北浄水場は位置は 5~10km(都心最大距離) となっており、金で

市町村の担当者の理解を促進

- 国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に要点を絞り込んだ独自のひな形を公表する。ここで施設の計画作成における負担を軽減

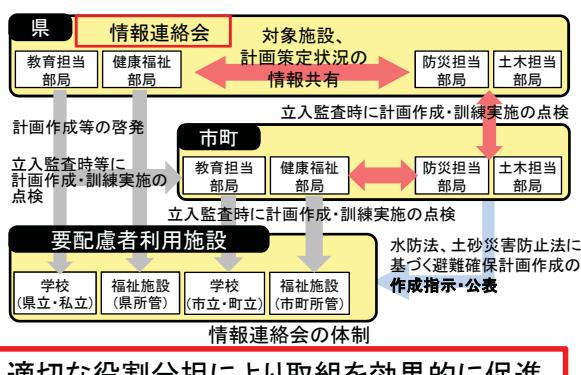
避難確保計画の作成状況
(平成30年9月末時点) **47%** (842/1,799)

県内半数以上の対象市町村で計画作成率50%以上

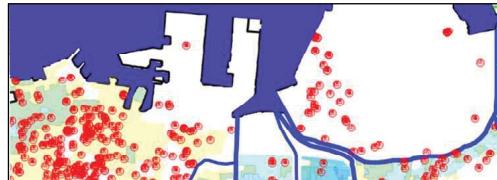
- 県庁内関係部局の連携を図るため、「情報連絡会」を設置。
- 市町村における地域防災計画作成を支援するため、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧をGISを活用して位置情報とともに各市町に提供。

<情報連絡会を結成>

- 関係部局から構成される「情報連絡会」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定



<市町村への情報提供>



GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示

- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

市町村における対象施設選定の負担を軽減

避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点) **36% (235/658)**

県内全ての対象市町村で計画作成率10%以上

緊急対策における洪水ハザードマップの作成、周知・利活用の促進

- 適切な水害リスク情報等を掲載した想定最大規模の降雨に対応したハザードマップを作成し、それを用いた訓練等の住民等の避難行動につながる実践的な取組が促進するよう市町村を支援

【これまで】公表された洪水ハザードマップの周知、利活用に関する取組（インフラ緊急点検の結果より）

作成 <計画規模>

- ・地域防災計画の記載事項
(避難施設等)
- ・浸水想定区域
- ・災害時取得情報 等

周知

- ・各戸配布
- ・ホームページ掲載 等

利活用

- ・避難訓練
- ・研修会 等

- ・ 講習会、出前講座や学校教育などハザードマップを用いた取組を行う自治体は半数以下（対象：約1300自治体）
- ・ 各市町村は、地域の水害リスクを的確に把握したうえで、住民等の避難行動につながる取組を展開していく必要がある

【緊急対策】洪水ハザードマップ作成対象の市町村を支援（約800自治体で作成）

作成 <想定最大規模>

- ・地域防災計画の確認
(避難計画、避難施設等)
- ・浸水想定区域(マップ)面
- ・災害時取得情報等(学習面)

周知

- ・ホームページ掲載
- ・印刷物配布
- ・研修会 等

利活用

- ・避難訓練、研修会
- ・住民自ら手を動かす取組
(例)マイ防災マップ
マイ・タイムライン 等
- ・まるごとまちごとハザードマップ

「水害ハザードマップ作成の手引き」
ハザードマップ作成支援システムの活用

26

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)

事前防災ハード対策

洪水氾濫、内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策や、氾濫水の早期排水等の社会経済被害を最小化するハード対策の充実

避難確保ハード対策

災害が発生した場合でも、緊急的に避難できる場所の確保や避難経路等が被災するまでの時間を少しでも引き延ばすハード対策の充実

住民主体のソフト対策

住民が主体的な行動が取れるよう、個人の防災計画の作成や、認識しやすい防災情報の発信方法の充実

○気候変動の影響による豪雨の増加も踏まえ、事前の防災対策を推進



・河道掘削や樹木伐採



・砂防堰堤等の整備

○避難路や避難場所の安全を確保



・後付式の流木補足工や強靭ワイヤーネットを活用した緊急整備



・掘削土砂を活用した高台の整備

○地区単位で個人の避難計画の作成



マイ・タイムライン作成



避難経路の確認

○メディアの特性を活用し、情報発信の連携

情報量
少ない・簡易

プッシュ型の情報発信
(個人に強制的に届く情報)

・緊急連絡メール(携帯電話、スマートフォン)
※生命に関する緊急性の高い情報を特定エリアに配信

・メールマガジン型の情報の発信
(不定期多數に届く情報)

・ニュース(テレビ、ラジオ)
・河川カラマの動画配信(テレビ、ケーブルテレビ)
・データ放送(テレビ、ケーブルテレビ)

・フレンド型の情報の発信
(個人が知りたい情報を選択)

・ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)
・国土交通省 川の防災情報等
・民間情報サイトにおける河川・防災情報の発信
・SNSを活用した河川・防災情報の発信

○大規模氾濫減災協議会等へ利水ダムの管理者や公共交通機関等の多様な主体の参画

・バックウォーター現象



本川と支川の水位が
高い時間が重なって、
支川の洪水が流れ
にくくなる

・土砂・洪水氾濫

上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生



多層的な対策を一体的に取り組み、「水防災意識社会」の再構築を加速

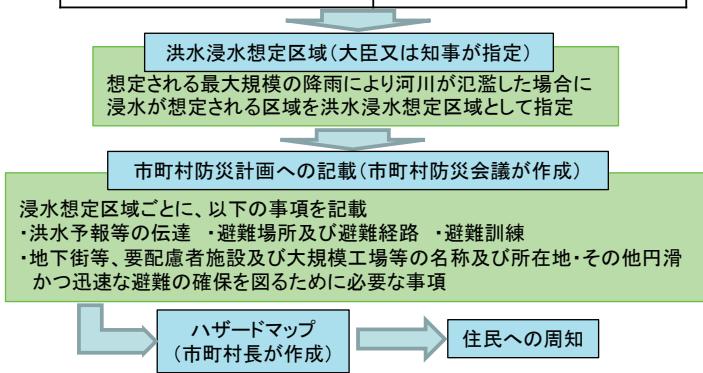
27

洪水予報河川・水位周知河川に関する制度概要

- 水防法に基づく洪水予報河川については426河川を指定し、水位周知河川については1,641河川を指定しており、2,018河川において浸水想定区域図を公表している。
 - 都道府県管理河川については、水位周知河川制度が創設された平成17年5月以降に洪水予報河川・水位周知河川の指定が増加しているが、近年の指定数は横ばいで推移している。

○洪水予報河川・水位周知河川に関する制度概要

洪水予報河川 (大臣又は知事が指定)	水位周知河川 (大臣又は知事が指定)
(国土交通大臣) 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川 (都道府県知事) 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川	(国土交通大臣) 洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川 (都道府県知事) 洪水予報河川以外で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川
洪水のおそれがあるときは、水位又は流量等を示して、河川の状況を水防管理者等に通知	特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者等に通知
必要に応じ、一般に周知	必要に応じ、一般に周知

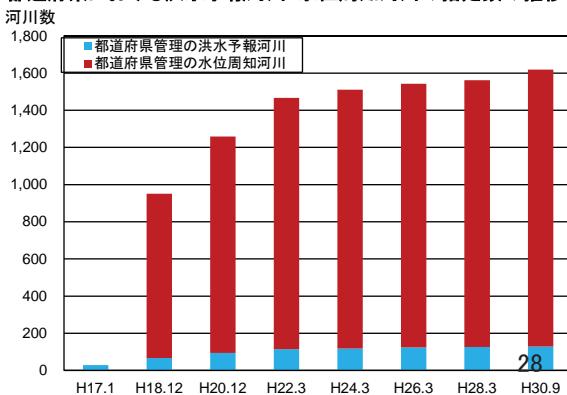


○洪水予報河川・水位周知河川の指定状況と浸水想定区域の公表状況

(平成30年9月30日時点)

	洪水予報 河川	水位周知 河川	合計	浸水想定 区域
国管理河川	298河川	150河川	448河川	448河川
都道府県 管理河川	128河川	1,491河川	1,619河川	1,570河川

○都道府県における洪水予報河川・水位周知河川の指定数の推移



(1-2 リスク情報の空白地帯の解消)

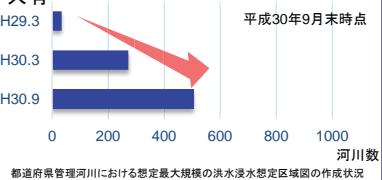
浸水想定区域の早期指定

- 平成27年の水防法改正により、浸水想定区域の前提となる降雨を、想定し得る最大規模の降雨とし、内水・高潮に係る浸水想定区域についても公表することとなった。
 - 洪水では、大規模氾濫減災協議会でとりまとめた「地域の取組方針」に基づき、都道府県による洪水浸水想定区域図の作成、あるいは河川の状況に応じた簡易な方法等による水害危険性の周知を推進する。
 - 高潮では、関係する複数の県で構成する連絡会で、早期の指定を働きかけるとともに新たな技術支援ツールを作成・周知する。
 - 内水では、都市浸水対策に関する検討会のワーキンググループで早期指定に向けた取組を推進するとともに、地下街だけでなく、内水により相当な被害が出る恐れのある地域に対しても検討を開始。

対策の内容・効果

洪水の取組

- 大規模氾濫減災協議会の活用
・毎年、協議会を開催し「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有

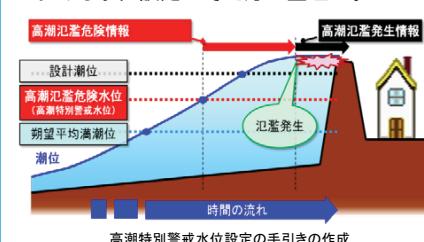


○地域の水害危険性の周知

- ・財政的な制約や技術的な制約から水位周知河川等の指定に時間が必要な場合において、水害危険性のガイドラインに基づき、簡易な方法等による水害危険性を周知

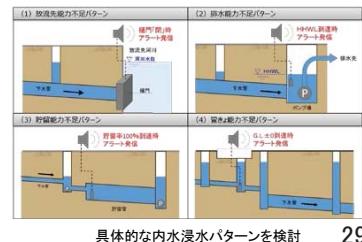
高潮の取組

- 連絡会の開催
 - ・早期指定の働きかけ及び技術支援の実施
 - 高潮特別警戒水位設定の手引きの作成
 - ・リードタイム設定方法、設定事例の整理

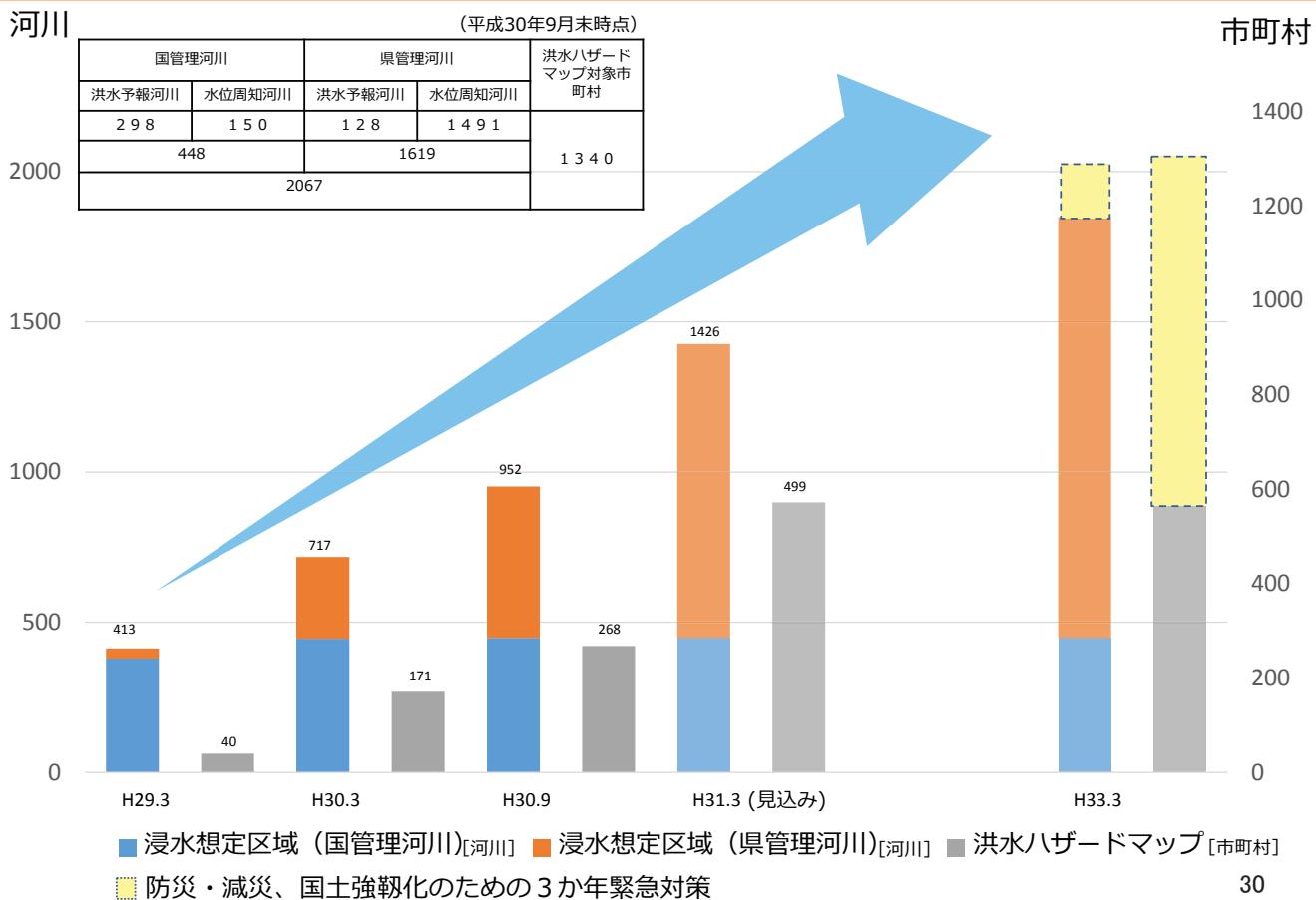


内水の取組

- 都市浸水対策に関する検討会のワーキンググループで早期指定に向けた取組を推進
 - ・平成30年度から地下街があるすべての自治体が会議に参加し早期指定を加速
 - ・さらに地下街だけでなく、内水により相当な被害が出る恐れのある地域についても検討を開始



洪水浸水想定区域と洪水ハザードマップの指定・公表状況(H30.9末時点)



洪水浸水想定区域の指定・公表状況(H31.2末時点)

(1-4 災害を我がことと考えた取組の強化)

避難計画作成の支援ツールの充実

- 「浸水ナビ」は、指定する任意の指定において、選択する堤防の決壊地点から指定した地点までの浸水到達時間、最大浸水深、浸水深の時間変化等を視覚的に把握することが可能。
- 住民が避難計画を作成する際に有用であり、国管理河川に加え主要な中小河川からの浸水情報を拡充するとともに、高潮・津波浸水情報や2河川に挟まれた地区の浸水情報を得られるよう開発を進める。

対策の内容・効果

浸水ナビ (地点別浸水シミュレーション検索システム)
洪水浸水想定区域にある堤防で、ある場所を決壊(破堤)地点と設定すると、時系列で氾濫が広がっていく状況がアニメーションで視覚的に認知可能 (Webサイトで公開)



<http://suiboumap.gsi.go.jp/> 浸水ナビ 検索

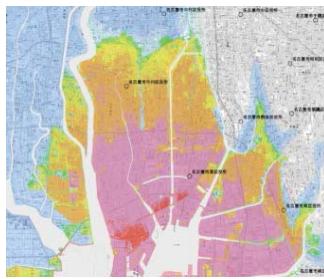
提供データを拡充
水害リスク情報の提供の充実



中小河川の情報が不足



2河川から同時浸水した場合の浸水状況表示ができるない



高潮浸水想定区域は未整備



津波浸水想定区域は未整備

32

地点別シミュレーション検索システム(浸水ナビ)について

<検索システムの主な機能>

URL: <http://suiboumap.gsi.go.jp/>



地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)

中心緯度 43.004471 経度 143.212797 移動 度分秒

出水時に監視すべき、河川の水位情報(テレメータ水位)の表示が可能



指定した地点における浸水シミュレーショングラフの表示が可能



指定した地点に浸水をもたらすと想定される堤防の決壊地点の検索が可能

選択した地点の堤防が決壊した場合の最大浸水領域・浸水深や浸水深の時間変化アニメーションの表示が可能

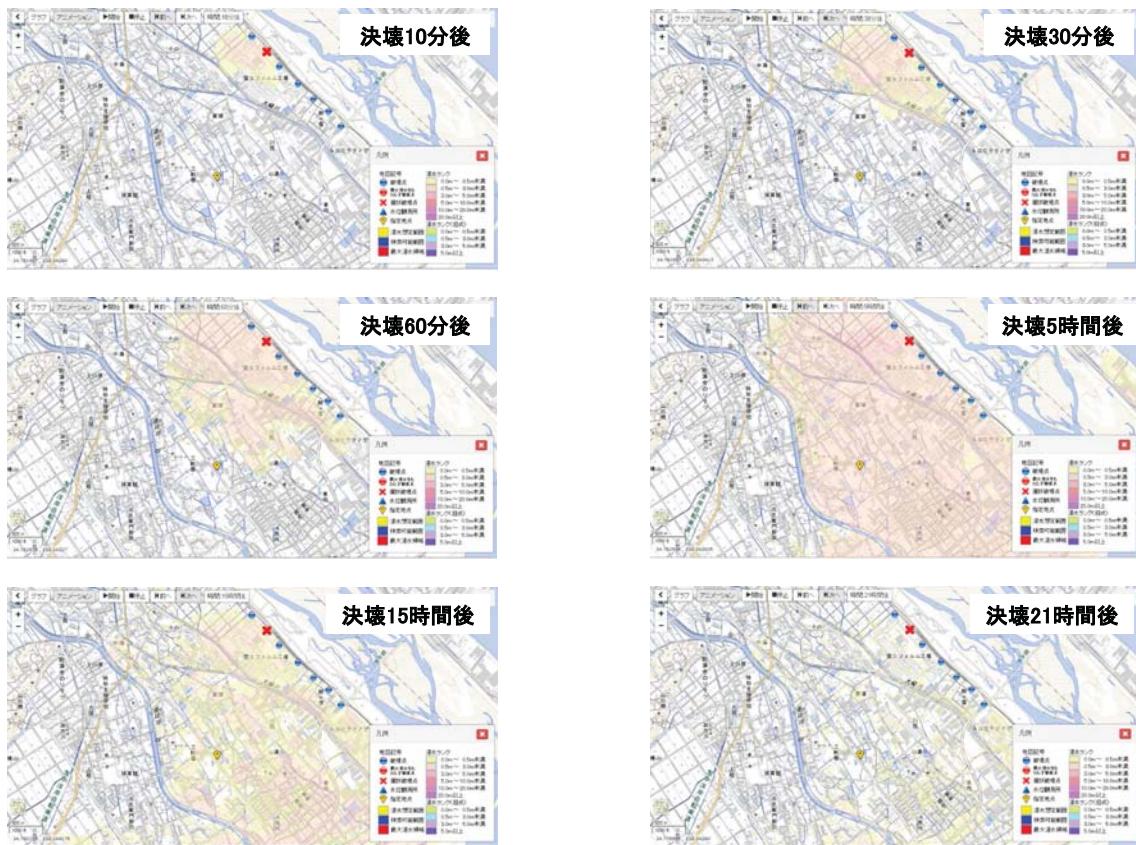
浸水領域内の任意の場所の浸水ランクを表示可能

指定地点

33

地点別シミュレーション検索システム(浸水ナビ)について

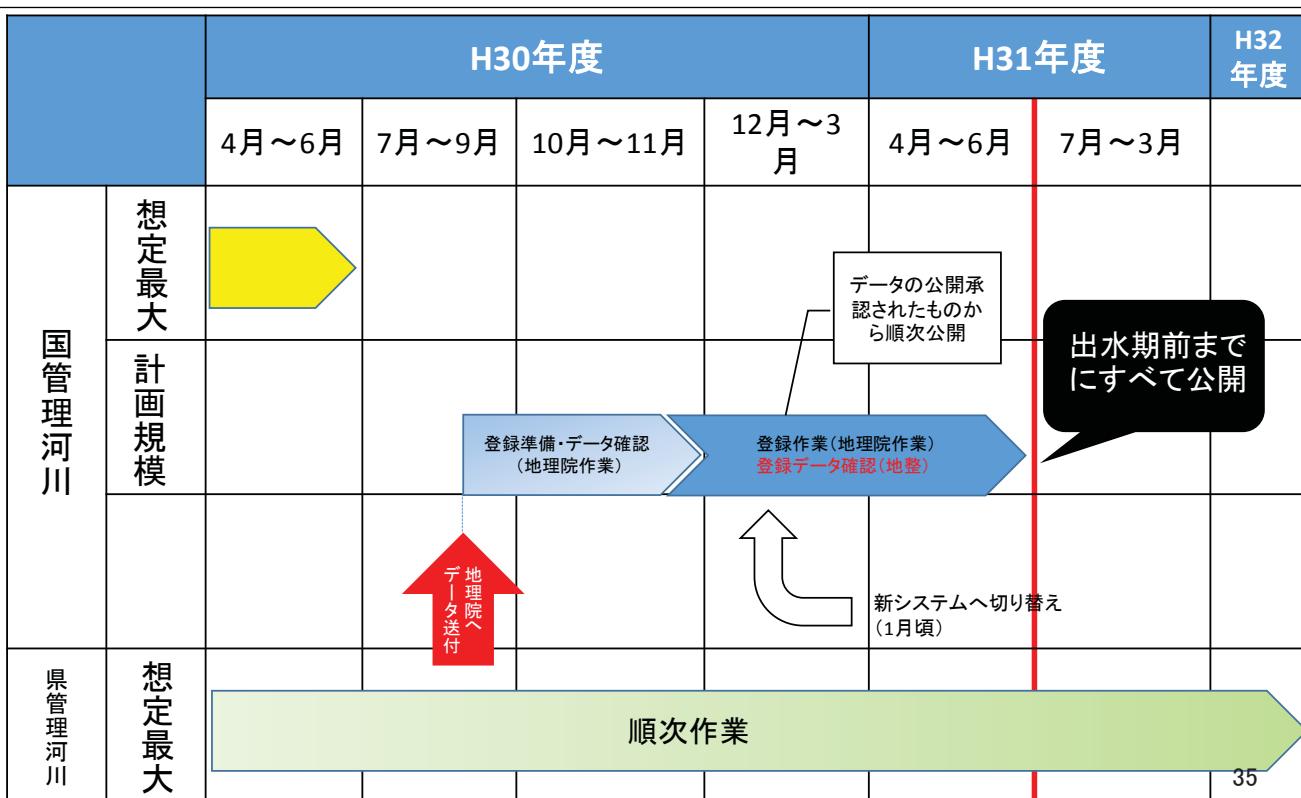
<浸水深や浸水深の時間変化アニメーションの表示>



34

スケジュール(案)

- 国管理河川については次期出水期までに計画規模の浸水想定区域のデータを全て公表。
- 都道府県管理河川は、洪水浸水想定区域図を公表状況に合わせ順次公開するので、洪水浸水想定区域のデータを国土地理院へ送付。



35

○ 洪水浸水想定区域図のデータの公表・収集状況は下表のとおり。(H31年3月末時点)

リスク情報		収集状況			備考
		指定河川数※	洪水浸水想定区域公表河川数	収集状況	
洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	国管理	448 河川	448 河川	445 河川	
	県管理	1 6 1 9 河川	504 河川	325 河川	
洪水浸水想定区域 (計画規模)	国管理	448 河川	448 河川	428 河川	
	県管理	1 6 1 9 河川	504 河川	178 河川	

まるごとまちごとハザードマップ

【概要】

- 居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかる各種情報(想定浸水深や避難所の情報等)を標示する

【期待される効果】

- 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- 危機意識の熟成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- 洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

【設置状況】

- ハザードマップ作成対象自治体1,340のうち181市町村が設置(H30.9時点)



<事例>電柱に浸水想定深
や避難所の情報等を標示

【洪水関連図記号の例】



- 避難所(建物)
災害時の避難先となる安全な建物を示す。



- 洪水
当該地域が洪水の影響を受ける可能性がある地域であることを示す。

[出典:まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き]

37



1. まるごとまちごとハザードマップとは

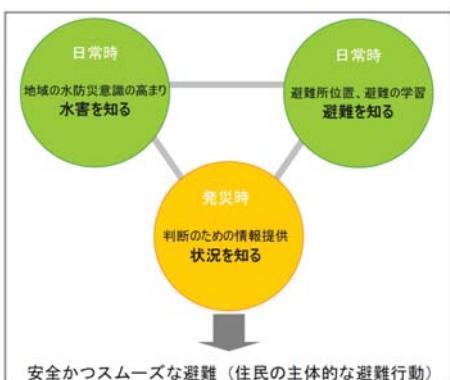
まるごとまちごとハザードマップ

自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかる以下の情報を標示する取組

- 洪水・内水・高潮の浸水深に関する情報
- 避難行動に関する情報(避難所及び避難誘導に関する情報)

目的

“まちなか”に表示することにより、日常時から水防災への意識を高めるとともに浸水深・避難所等の知識の普及・浸透等を図り、発災時には命を守るために住民の主体的な避難行動を促し、被害を最小限にとどめることを目指す



●洪水・内水・高潮の浸水深に関する情報例



●避難行動に関する情報例(避難所及び避難誘導に関する情報)

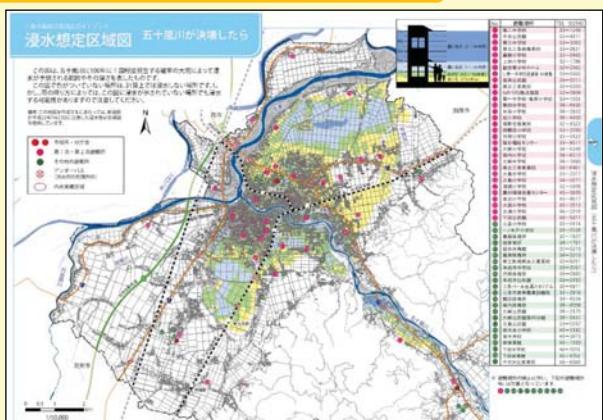


39

1. まるごとまちごとハザードマップとは

水害ハザードマップの内容を、それぞれの地域で具体的に、臨場感をもって認識し、避難の実効性を高めるための工夫として、まるごとまちごとハザードマップを実施することは有効です。

水害ハザードマップ



○: メリット・△: デメリット

- : 自宅や勤務先などの知りたい場所の**浸水深**や近くの**避難所・避難場所**を確認できる
- : **アンダーパスや内水氾濫などの危険箇所**も確認できる
- : **避難に必要な多くの防災情報**について確認できる
 - : 情報の取得方法」や「避難の目安」、「非常持ち出し品に関する情報」など
 - : 防災教育や勉強会、避難訓練等で活用できる
- △: 防災に興味がない人は、**浸水深を確認するまでに至らない可能性**がある
 - (意識しないとハザードマップは確認されない)
- △: **浸水の高さをイメージしづらい**

まるごとまちごとハザードマップ

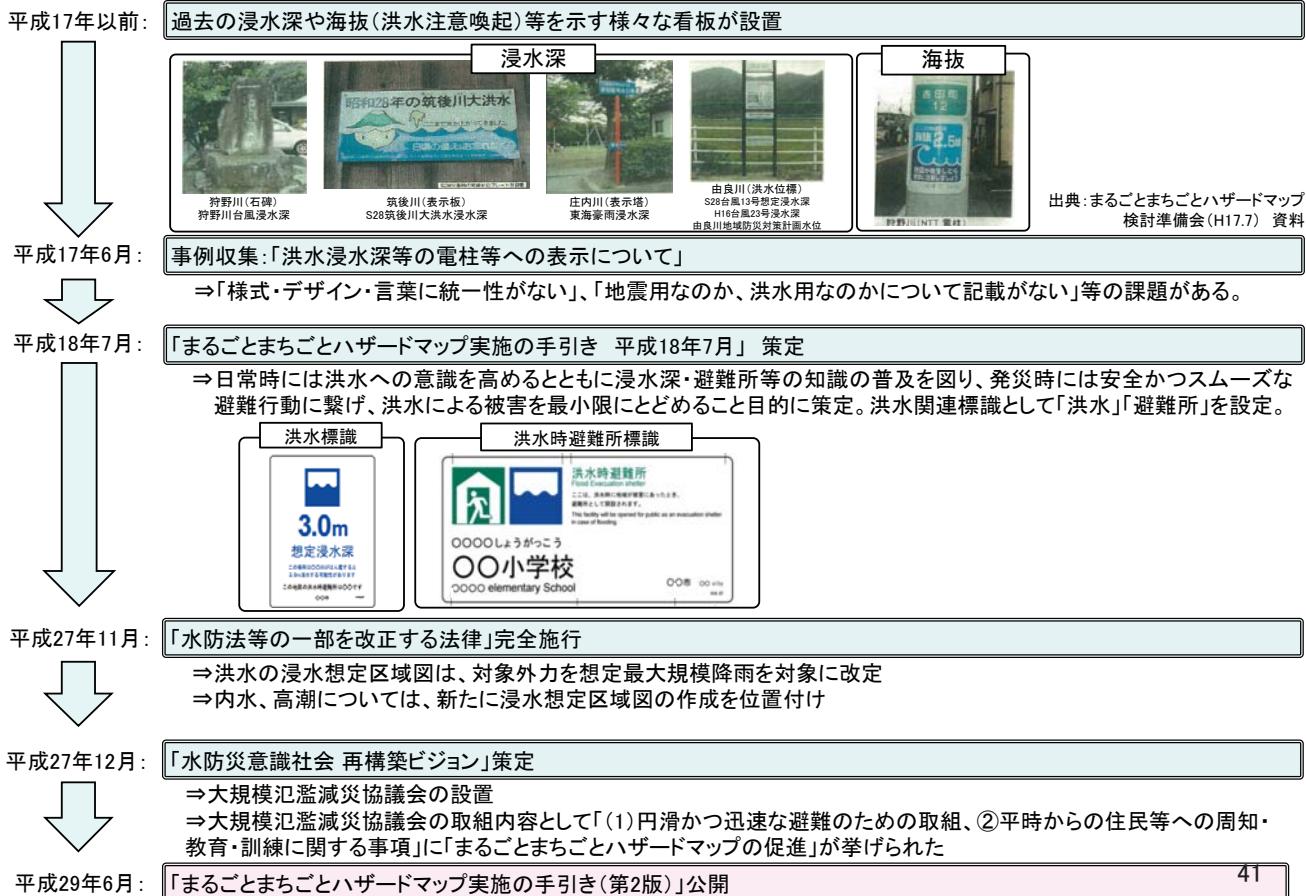


水害ハザードマップの内容を、それぞれの地域で具体的に、臨場感をもって認識し、避難の実効性を高める

- : “まちなか”にあるので**無意識に目に入る**
- : 日常生活上で視認されやすく**防災に興味が無い人でも** **浸水深や避難所などの情報を知ることができる**
- : **浸水深を感覚的に理解できる**

40

2. まるごとまちごとハザードマップ手引き改定の経緯



41

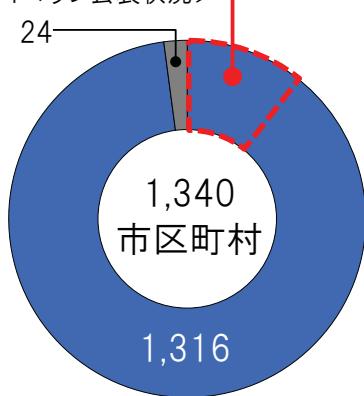
3. まるごとまちごとハザードマップの実施状況

まるごとまちごとハザードマップ対象自治体は、1340自治体(H30.9末時点)ですが、そのうちの181自治体(実施率13.5%)で実施されている状況です。

ハザードマップの作成・公表

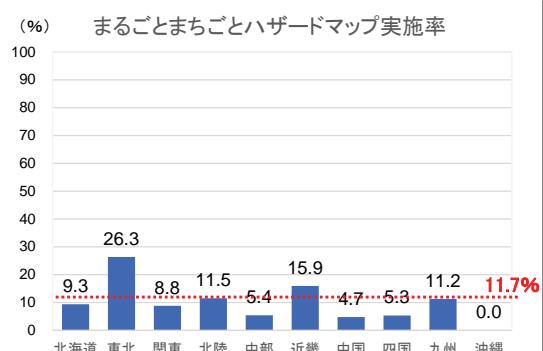
- 国又は都道府県が指定・公表した浸水想定区域をもとに、市区町村が洪水予報等の伝達方法や避難場所を記したハザードマップを作成・公表
- 現在、ハザードマップ作成対象自治体1,340のうち98%にあたる1,316自治体が公表済(H30.9現在)

<ハザードマップ公表状況>



まるごとまちごとハザードマップの実施状況

- 現在、ハザードマップ作成対象自治体1,340のうち13.5%にあたる181自治体が設置(H30.9末時点)



42

4. 取組促進の課題(自治体の意見例)

まるごとまちごとハザードマップ未実施自治体の「取組を実施しない理由、取組を実施できない」理由として、「まるごとまちごとハザードマップの効果がよくわからない」※という意見が挙げられています。



- まるごとまちごとハザードマップ実施が有効的な手法なのか分からないので、**実施による効果**を知りたい
- 洪水ハザードマップとまるごとまちごとハザードマップではどちらを優先して実施するべきか
- 実施するはある一地域のみでもよいのか
- どのような場所に設置したら効果的か
- 設置による地域の抵抗感が心配

※平成27年度に実施した「まるごとまちごとハザードマップ」未実施自治体へのヒアリング意見より整理

課題（自治体意見）

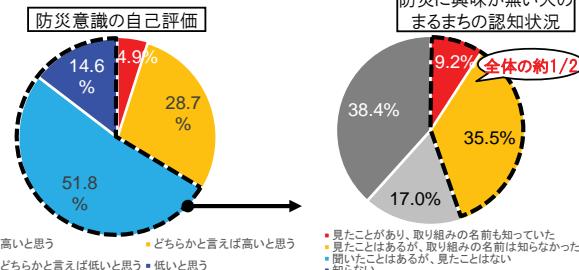
43

5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット

住民へアンケート※を実施して、まるごとまちごとハザードマップ実施のメリットをまとめました。

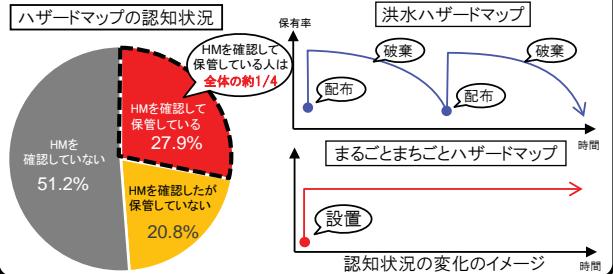
①日常生活上で視認されやすい

●現地に深水深を示した標識が表示されることで、防災に興味がある人にもない人にも浸水リスクに気付いてもらえます。防災に興味が無い人のまるまちの認知状況



②紙媒体のように破棄・紛失されがない

●ハザードマップは確認後、破棄・紛失される可能性があるが、まるまちは、一度設置されると継続して浸水リスク等を伝えることができます。



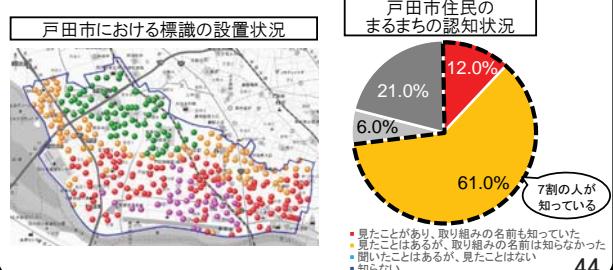
③浸水リスク等を伝えたい人に伝えることができる

●駅に設置した場合には、不特定多数駅利用者に浸水リスク等を伝えることができます。



④まち全体に浸水リスク等を伝えることができる

●まるごとまちごとハザードマップ標識を浸水想定区域全体に設置することで、まち全体に浸水リスク等を伝えることができます。



※まるごとまちごとハザードマップを実施している13自治体（1300人）、駅、市役所等の公共施設利用者（700人）にまるまちに関するアンケートを実施しました

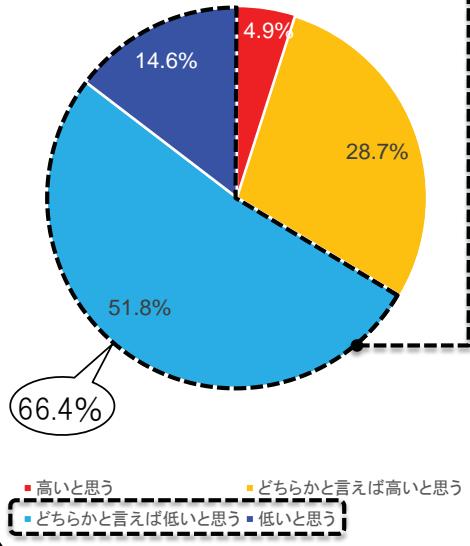
44

5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット①

①日常生活上で視認されやすい

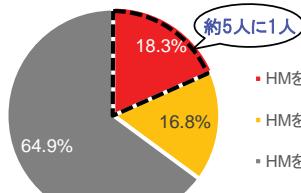
- 自己評価で、防災に対する意識が低い(防災にあまり興味がない)と回答した人は、全体の66.4%でした。
- 防災にあまり興味がない人のうち、洪水ハザードマップを確認して保管もしている人は、約5人に1人(18%)でしたが、まるごとまちごとハザードマップの標識を見たことがある人は、約2人に1人(44.7%)と多いことが分かりました。
⇒防災にあまり興味がない人は、浸水リスクに気付かずに、洪水ハザードマップを確認して保管するまでに至っている人が少ない傾向にあると考えられます。一方で、まるごとまちごとハザードマップは、現地に設置されるため、日常生活上で視認されやすく、防災に興味がある人にもあまり興味がない人にも浸水リスクに気付いてもらえます。

Q ご自身の評価として、自分は防災に対する意識が高いと思いますか。

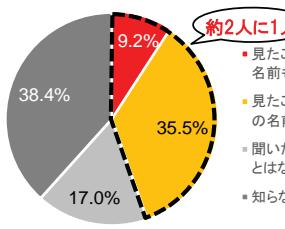


防災にあまり興味がない人へ聞きました

Q あなたは、「洪水ハザードマップ」でご自宅周辺が浸水するかどうかを確認しましたか。



Q あなたは、「まるごとまちごとハザードマップ」という取り組みをご存知ですか。



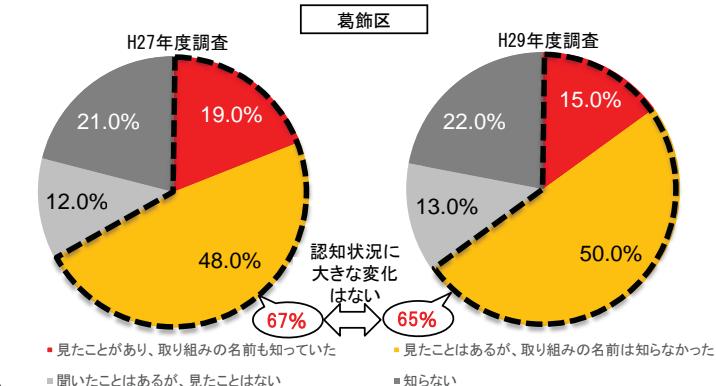
45

5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット②

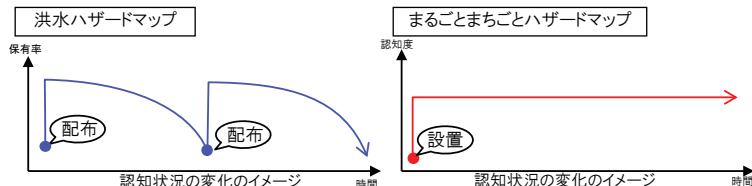
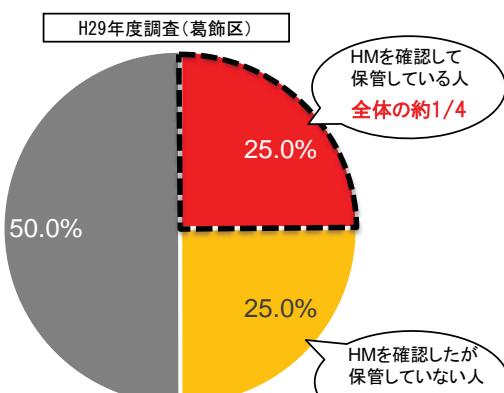
②紙媒体のように破棄・紛失されることがない

- まるごとまちごとハザードマップは、標識は設置後に破損等が無い限り設置されたままになっていることから、常に浸水リスクを表示することができ、認知状況にあまり変化はありません(例:葛飾区の認知状況の変化)。
- なお、葛飾区の洪水ハザードマップの確認状況については、確認した人(全体の50%)のうち保管もしている人は25%で、約4人に1人がすぐに洪水ハザードマップを確認できる状態でしたが、残りの25%は洪水ハザードマップを保管しておらず、すぐに確認できない状況にあることがわかりました。
⇒洪水ハザードマップは、確認後に破棄・紛失される可能性がありますが、まるごとまちごとハザードマップは一度設置されると継続的に浸水リスクを伝えることができます。

Q あなたは、「まるごとまちごとハザードマップ」という取り組みをご存知ですか。



Q あなたは、「洪水ハザードマップ」でご自宅周辺が浸水するかどうかを確認しましたか。



※葛飾区では、平成22年に洪水ハザードマップを全戸配布

46

5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット③

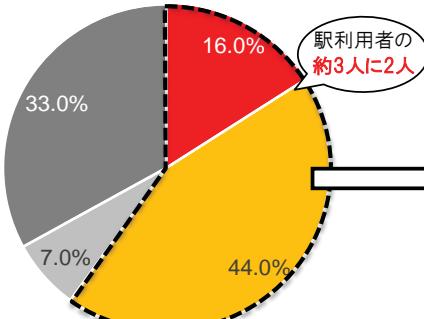
③浸水リスク等を伝えたい人に伝えることができる

- 阪急大山崎駅を利用する人のうち約3人に2人(約60%)は、阪急大山崎駅に設置されているまるごとまちごとハザードマップの標識を見たことがあると回答しています。また、そのうちの74%の人は、駅周辺の浸水深を覚えています(数値は覚えていないが体感的に覚えていると回答したひとを含む)。
- 阪急大山崎駅では、2.9mの浸水深標識が設置されていますが、2.0m未満と低く覚えている人は約8%少なく、浸水深を覚え知恵る人のうち、約66%と約3人に2人は、浸水する際には、2.0m以上浸水する可能性があると認識しており、浸水リスクを伝わっていることが分かりました。
- ⇒このように、駅に設置した場合には、不特定多数の駅利用者に浸水リスク等を伝えることができ、伝えたい人を明確にし、その人が利用する施設へ設置することで伝えたい情報を伝えることができます(例えば、地域の学生に伝えたい場合は学校 等)。

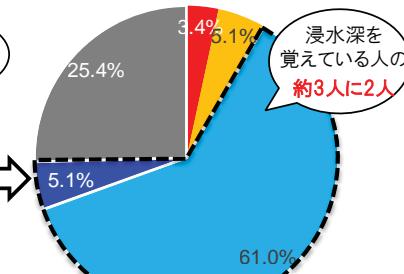


※アンケートは、阪急大山崎駅に設置している標識の写真は見せない条件で実施しています。

大山崎駅利用者のまるまちの認知状況



大山崎駅利用者の浸水リスクの理解状況



- 見たことがあります、取り組みの名前も知っていた
- 見たことはあるが、取り組みの名前は知らなかった
- 聞いたことはあるが、見たことはない
- 知らない

- ・浸水深(数値)を覚えている人約17%
- ・浸水深は覚えていないが浸水深のラインがあるため体感的に覚えている人約58%

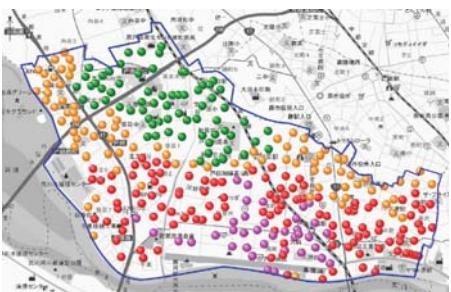
47

5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット④

④まち全体に浸水リスク等を伝えることができる

- 戸田市では、標識を浸水想定区域全体に数多く設置しており、認知度は73%と高く、住民の約3人に2人は「まるまち」を知っていることが分かりました。
- なお、洪水ハザードマップを確認して、保管もしている人は約3人に1人(約29%)という状況でした。
- ⇒標識を浸水区域内全体に設置することで、まち全体に浸水リスク等を伝えることができます。

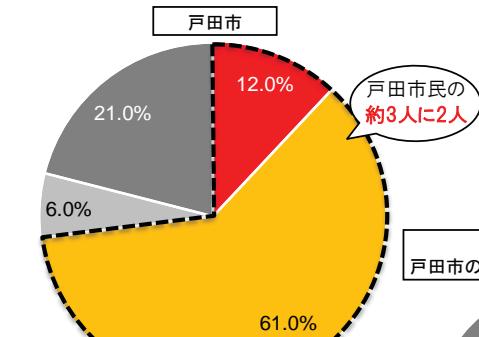
戸田市における標識設置状況



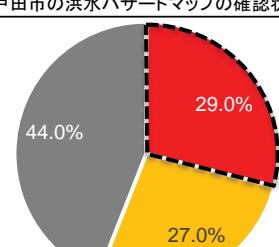
戸田市における設置標識例



Q あなたは、「まるごとまちごとハザードマップ」という取り組みをご存知ですか。



<参考> 戸田市の洪水ハザードマップの確認状況



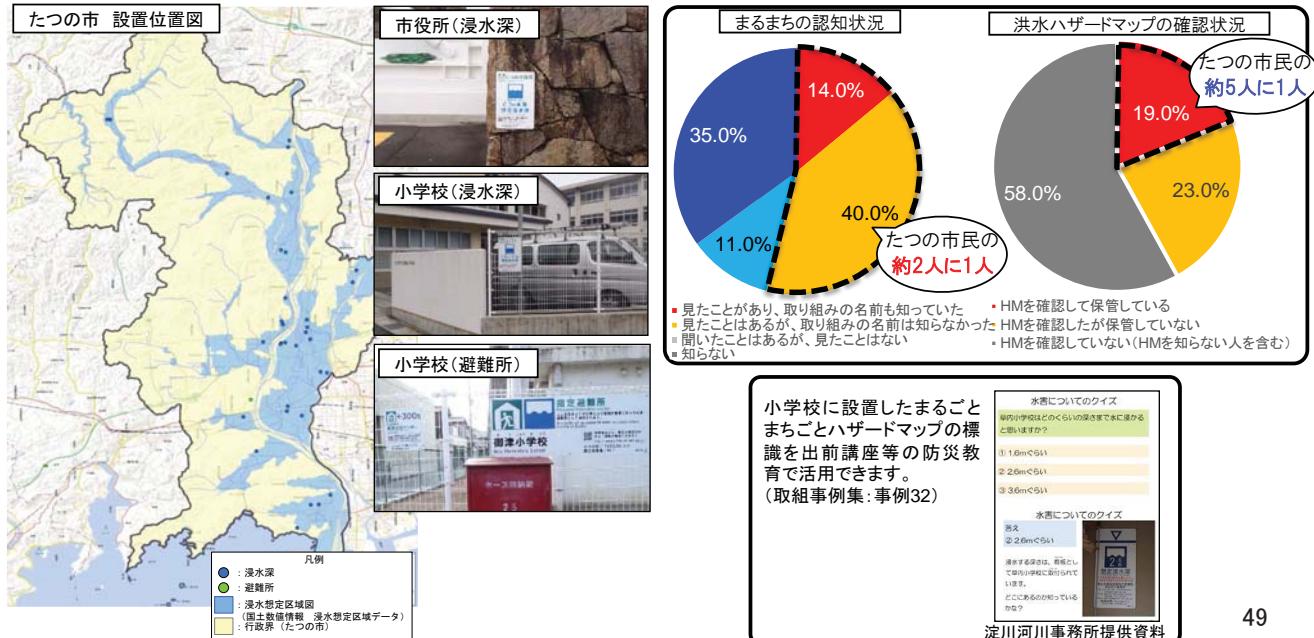
- HMを確認して保管している
- HMを確認したが保管していない
- HMを確認していない(HMを知らない人を含む)

48

5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット④

④まち全体に浸水リスク等を伝えることができる

- たつの市では、市役所、学校、公民館等の公共施設に標識を設置しており、**市内の浸水想定区域全体に広域的に設置**されています。**設置数は多くありませんが(36箇所)**がまるごとまちごとハザードマップの認知度は、**約54%と住民の2人に1人が知っている**状況です。
- なお、たつの市の**洪水ハザードマップの確認状況**としては、**約5人に1人(19%)**が洪水ハザードマップを確認して保管もしている状況でした。
⇒設置数が多くなくても浸水想定区域全体に標識を設置することで、住民のまるごとまちごとハザードマップの**認知度が高くなります**
⇒**公共施設**は、設置の際に外部調整が不要のため設置が比較的容易であり、**市内にも点在**していることから、**浸水想定区域全体に標識を設置する際の有効な設置場所**となります
⇒さらに、学校へ設置した場合には、出前講座等の防災教育にも活用できます。

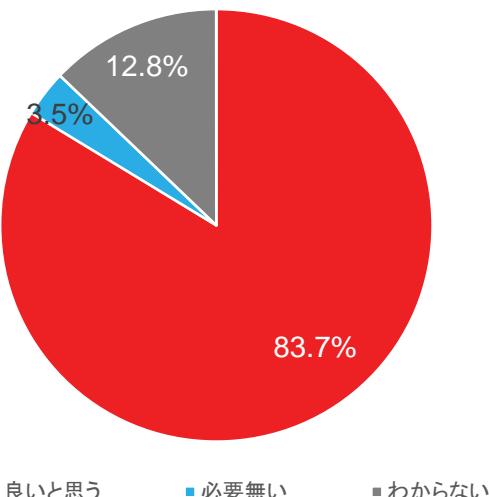


49

6. 住民によるまるごとまちごとハザードマップの評価

- 「まるごとまちごとハザードマップ」が実施されることについて、**約84%の人が「良いと思う」と回答**しており、取組に対して賛成の意見が多いです。
- また、「必要ない」と回答した人は約4%と少数であり、**標識が設置されることに対する抵抗感は少ない**ようです。

Q まるごとまちごとハザードマップの取り組みが行われることについてどう思いますか。



50

○マイ・タイムラインとは

台風の接近等によって、河川水位が上昇する時に、住民一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画

○これまでの取組

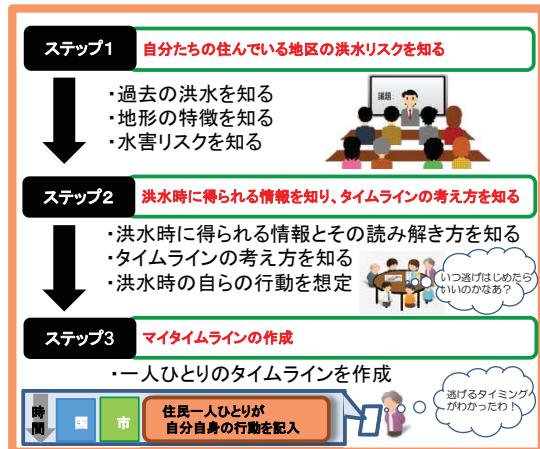
- ◆ 平成27年9月の関東・東北豪雨での、鬼怒川の堤防決壊による甚大な浸水被害を契機に、国土交通省、茨城県、常総市をはじめとする13市町で構成する協議会は、「みんなでタイムラインプロジェクト」に取り組む
- ◆ 常総市内のモデル地区にて、マイ・タイムラインにより住民一人ひとりの適確な避難行動を検討し、その記録を平成29年3月に公表
- ◆ 平成29年5月「マイ・タイムライン検討の手引き」を作成、公表
- ◆ 平成29年9月、小中学生向けのマイ・タイムライン教材「逃げキッド」を作成・公表
- ◆ 平成30年4月より「逃げキッド使い方ガイド」を公開
(マイ・タイムラインの考え方や作り方を紹介する動画)

『逃げキッド』

- 学校関係者と協力し、クイズや並び替え等により、簡単に、楽しく、マイ・タイムラインの骨格を作成できる、小中学生向けのマイ・タイムライン教材
- 小中学校の授業や一般の方々を対象とした講座で幅広く活用中
- 所要時間は最短30分。作業時間や発表時間の調整により30~90分程度で実施
- ◆ 鬼怒川、小貝川の上流域の市町に拡大し、マイ・タイムラインの普及の取組を実施中（鬼怒川小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会）

※「手引き」などは、関東地方整備局下館河川事務所のHPで公開

○作成の手順



○取組の効果（「逃げ遅れゼロ」に向けて）

- ◆ 時間的な制約が厳しい洪水時の避難行動のチェックや判断のサポートツールとして、住民の適切な避難行動に寄与することが期待される
- ◆ 住民参加型の取組により、住民の「水防災意識の高揚」や「水防知識の向上」、さらに「地域の絆の強化」を図れることが確認されている

51

小中学生向けマイ・タイムライン～逃げキッド～

学校関係者と協力し、防災教育に役立つような小中学生向け教材として作成



マイ・タイムライン検討の道具一式(キット)に、
子供(キッド)にも検討してもらいたいという気持ちを込めて、
「逃げきるぞ！」と鬼怒川・小貝川地域の方言で呼びかけると…逃げキッド！

封筒を開けると・・・ 下記の教材がはいっています



はじめに確認しましょう！

- ① マイ・タイムライン作成のためのチェックシート
- ② 「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備え (資料1)
- ③ 「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えを考えよう！！(資料2)
- ④ きみだけの「マイ・タイムライン」をつくってみよう！！(シール付き)
- ⑤ みんなでつくろう！マイ・タイムライン
～マイ・タイムラインをつくるためのヒント集～
- ⑥ ご自宅に戻ったらみなおしてみましょう

52

常総市内の全ての小・中学校における一斉学校防災訓練 ～マイ・タイムラインを用いた水防災教育にも挑戦～

より深く

【概要】常総市は9月1日の「防災の日」に併せ、市内の全小・中学校19校において、一斉学校防災訓練と防災教育を実施。このうち6校においては、マイ・タイムラインを教材として活用し、マイ・タイムラインの検討を通じて防災行動を学ぶ、防災教育にも挑戦。そのほか、鬼怒川の決壊を想定した避難訓練や、避難所の設営訓練など、各校の特徴を踏まえた防災訓練を実施。

【実施日時】平成29年9月1日(金)

一斉学校防災訓練・防災教育



訓練のなかでは、屋上避難や引き渡し訓練など、本番さながらの訓練も実施された。通学班に分かれてのワーク活動では、洪水時の危険箇所や避難場所について、盛んに意見が出された。

保護者や地域の方々など約800名が参加してマイ・タイムラインを作成。低学年から高学年で編成される通学班ごとにワークショップ形式でとりまとめを行うなど、各学校において工夫を凝らした取組がなされた。

53

鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

「水防災意識社会」の再構築を目指します。

釧路川の防災学習～「マイ・タイムライン」づくりにチャレンジ！

釧路川外減災対策協議会

近年の水害事例や、「台風発生」から「川の氾濫」までの自然現象や防災行動を学び、児童自らが水害に備える「マイ・タイムライン」の作成に取り組みました。

- ◆釧路川標茶地区では平成30年9月に「水害タイムライン試行版（多機関連携）」が完成しています。
- ◆タイムラインは、防災関係機関のみならず、住民レベルの地域コミュニティのタイムラインに繋げることが重要です。
- ◆今回は、「水害タイムライン試行版」の作成に携わった検討会事務局のメンバーが中心となって、平成28年8月や平成30年3月の大雨で多くの児童が避難行動を経験した標茶小学校の児童56名と、自ら防災行動を考える学習「マイ・タイムライン」づくりにチャレンジしました。

- ・実施日 平成30年11月26日（月）10時30分～12時15分
標茶町立標茶小学校（6学年56名）
- ・支援メンバー 釧路開発建設部釧路河川事務所、釧路地方気象台、標茶町役場
北見工業大学（多機関連携型タイムライン作成検討会 アドバイザー）
- ・1時間目（座学）～ ①川（釧路川）を知る ②大雨や災害時の社会（国・道や市町村等）の役割を学ぶ
・2時間目（グループで学習）～ ③マイタイムラインをつくろう！ ④とりまとめ発表



自然災害から命を守るために幼少期からの防災教育が重要であり、災害対応の実務を担う釧路川外減災対策協議会※では、学校教育における川の防災教育の支援を積極的に行ってています。

54

※釧路川外減災対策協議会：水防災意識社会の再構築に向け、河川管理者・北海道・釧路管内の市町村等からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めている、水防法第15条の9及び10に基づく協議会です。

吉野川大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組事例

○洪水被害の最小化・逃げ遅れゼロに向けて、自主防災組織の役員や地域住民を対象に「もしもの洪水に備えて」という内容で、吉野川の洪水リスクや洪水ハザードマップの活用方法について、流域講座を実施しました。

○また、小学校4年生を対象に、防災学習として、マイ・タイムラインの作成も実施しました。

○実施概要

- ◆平成30年9月26日（水） 対象者：松茂町立松茂小学校4年生（約80名）
- ◆平成30年9月27日（木） 対象者：吉野川市知恵島住民（約50名）
- ◆平成30年10月7日（日） 対象者：美馬市旧郡里小学校校区住民（約100名）
- ◆平成30年10月9日（火） 対象者：板野郡北島町内各自主防災組織の役員（約100名）
- ◆平成30年10月28日（日） 対象者：徳島市勝占東部地区住民（約200名）

【松茂町立松茂小学校】



ハザードマップで避難場所を確認

【吉野川市知恵島】



吉野川の歴史について説明

【板野郡北島町】



旧吉野川の出水状況の説明

【徳島市勝占東部地区】



ハザードマップの活用について説明



マイ・タイムラインを作っている様子



全国の洪水被害を動画で紹介



洪水情報を知るためのツールを紹介



全国の洪水被害のパネル展示